

社会福祉法人永寿会 身体拘束廃止の指針

(身体拘束の原則禁止)

第1条 職員は、サービスの提供にあつては、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束を行ってはならない。

(具体的な禁止事項)

第2条 身体拘束を行う場合であっても、介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為」である。

具体的には次の行為が禁止されている。

- (1) 転倒しないように、いすや車いす、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- (5) 点滴、経管栄養等抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける。
- (6) いすや車いすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

※1 徘徊、他人への迷惑行為等のいわゆる問題行動などを防止するために、車いすやベッド等に拘束するという、行動の自由そのものを奪う行為。

※2 車いすやイスからのずり落ちや転倒、ベッドからの転落、車いすとベッドとの間を移乗する際の転倒といった事故を防止するために、これらの用具等に拘束するという、福祉用具の間違った利用方法、介護方法。

(身体拘束を実施する場合)

第3条 利用者の尊厳性を尊重するための介護を行うため、また介護保険指定基準により身体拘束は原則禁止となっている。しかしながら、「緊急やむを得ない場合」には例外的に身体拘束ができるものとなっている。

その要件、手続き、記録は次のとおりとする。

(1) 身体拘束を行う場合の「緊急やむを得ない場合」の3つの要件

(以下の3つの要件をすべて満たすときのみ、身体拘束が例外的に認められる)

① 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 代替性

身体拘束その他の行動制限をおこなう以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体拘束を行う場合の手続き

- ① 「緊急やむをえない場合」の判断は、担当職員（グループ等）で行うことなく、施設長を含めた施設全体で判断すること。
- ② 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを利用者本人や家族に対して、実際に身体拘束をする時点で、十分説明し理解を得ること。
- ③ 説明については、所属長、介護支援専門員、看護主任又は介護主任のいずれにより行うものとする。
- ④ 身体拘束の後、「緊急やむを得ない場合」の要件に該当しなくなった場合は、直ちにこれを解除するものとする。

(3) 身体拘束を行う場合の記録

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(身体拘束廃止・虐待防止委員会への報告)

第4条 身体拘束を行った場合には、その行為が適切であったかを「身体拘束廃止・虐待防止委員会」に報告し、検討確認（カンファレンスによる判断）を行うものとする。

(改善・周知)

第5条 身体拘束廃止・虐待防止委員会は、「身体拘束行為に是正すべき」事項等がある場合には、施設長及び所属長に是正点を明確に示し、改善するように指導しなければならない。また、施設長及び所属長は、職員に対し研修会等を通じ改善事項の教育指導・周知を図るものとする。

(職員研修の基本方針)

第6条 身体拘束等の適正化のための研修を次のとおり実施する。

- ① 研修
 - ア 定期的な研修の実施（原則2回／年の実施）
 - イ 新任者に対する研修
 - ウ その他必要な教育・研修の実施
- ② 研修内容
 - ア 基本方針（運営基準・権利擁護）
 - イ 身体拘束の具体的行為及び身体拘束の弊害
 - ウ 緊急やむを得ない場合（3原則）とその手続き
 - エ 報告された事例及び分析結果

(指針の公開)

第7条 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針については次のとおりとする。

- ① 入居者等に関する当該指針の閲覧
 - ア ほのぼの荘のホームページにおいて、いつでもすべての方が閲覧可能とする。
 - イ 玄関ホールに本指針を常設し、いつでも閲覧できる環境を作る。
- ② 職員等に関する当該指針の閲覧
 - ・各部署に常設し、全ての職員がいつでも閲覧できる環境を作る。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

この一部を改正する規程は、令和4年4月1日から施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（記録書）

様

- 1 あなたの状態が下記のABCを全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。

ただし、解除することを目標に検討を行うことを約束いたします。

A：利用者（入所者）本人または他の利用者（入所者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。 B：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない。 C：身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束、行動制限の必要な理由	
身体拘束、行動制限の方法（場所、内容、部位）	
拘束、行動制限の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束行動制限の開始及び解除の予定	開始 令和 月 日 時から 解除 令和 月 日 時から

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 特別養護老人ホーム ほのぼの荘

施設長

説明者

⑨

【利用者・家族の記入欄】

上記の内容について説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

⑨

(利用者との続柄

⑨)

社会福祉法人永寿会 虐待防止の指針

(職員の責務)

第1条 職員は、高齢者虐待防止の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努めなくてはならない。

(通報の義務)

第2条 虐待を受けたと「思われる」利用者を発見した場合には、重大な危険等の有無に関わらず、通報の義務が生じる。

(虐待の定義)

第3条 要介護施設従事者等による虐待には次のようなものがある。

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的な虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(身体拘束廃止と高齢者虐待)

第4条 利用者本人や他の利用者等の身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止であり、違法な身体拘束はすべて虐待に該当する。

(虐待への対応)

第5条 正確な事実を確認し、速やかに次の対応を講じなければならない。

(1) 速やかな初期対応を行う

- ① 利用者の安全確保
- ② 上司への報告・相談・事実確認
- ③ 組織的な情報共有と対策の検討
- ④ 本人・家族等への説明や謝罪

(2) 前橋市等への通報

(3) 原因の分析と再発防止に向けた取り組み

(4) 成年後見制度の活用啓発

(虐待防止に向けた取り組み)

第6条 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組みを次のとおり行う。

- (1) 虐待の背景要因を解消する（背景要因は相互に関連するため、多角的に取り組む）
- (2) 不適切なケアを減らす（虐待の芽を摘む）

- (3) 利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する
- (4) 定期的な委員会の開催・発生時、臨時的な委員会の開催
- (5) 職員の倫理観、コンプライアンスを高めるため、新任者研修や施設内研修（定期的年2回）や外部研修への参加

（職員研修の基本方針）

第7条 職員に対し高齢者虐待防止のための研修を定期的実施する。

- (1) 研修の実施
 - ① 定期的な研修の実施（原則年2回）
 - イ 新任者に対する研修の実施
 - ウ その他必要な教育・研修
 - ③ 研修の内容
 - ・ 権利擁護、高齢者虐待の5類型。・ 不適切ケア

（指針の公開）

第8条 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針については次のとおりとする。

- ① 入居者等に関する当該指針の閲覧
 - ア ほのぼの荘のホームページにおいて、いつでもすべての方が閲覧可能とする。
 - イ 玄関ホールに本指針を常設し、いつでも閲覧できる環境を作る。
- ② 職員等に関する当該指針の閲覧
 - ・ 各部署に常設し、全ての職員がいつでも閲覧できる環境を作る。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この一部を改正する規程は、令和4年4月1日から施行する。